

平成 30 年度 労働災害防止対策強化運動！

（『墜落・転落』災害が増加しています！）

真岡労働基準監督署

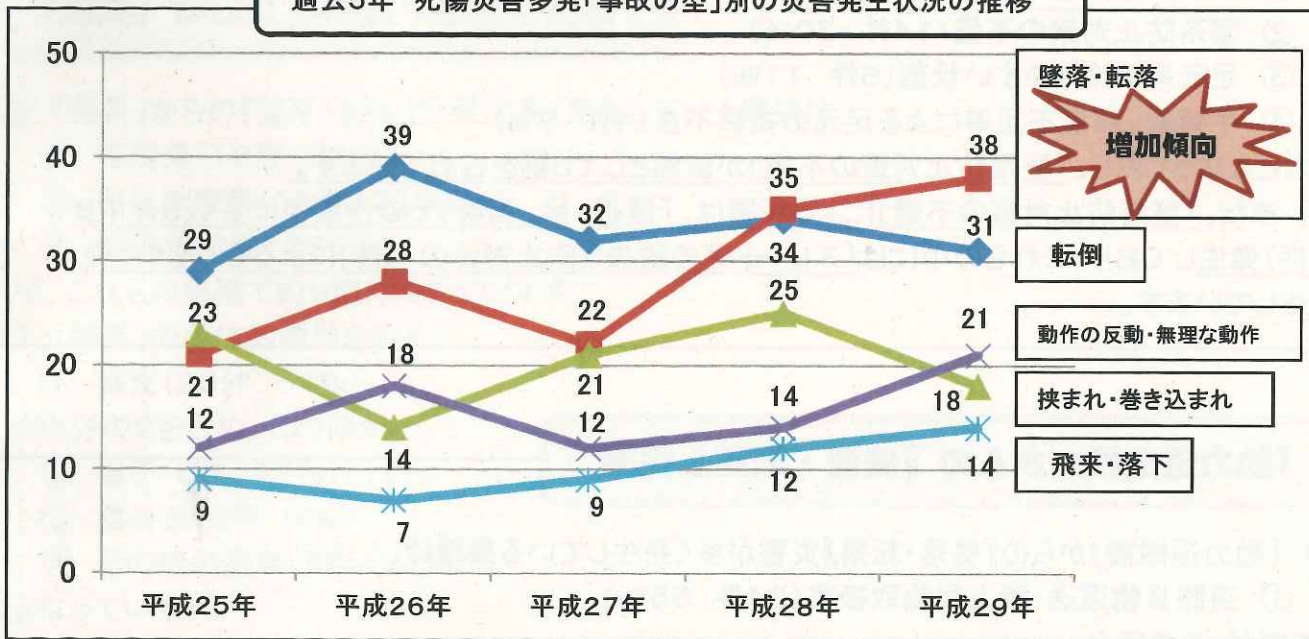
『墜落・転落』災害が増加しています！

- 『墜落・転落』災害は、過去5年間で2番目に多く発生している労働災害です。近年は増加傾向となっており、平成29年には、最も多く発生した労働災害です。
- 『墜落・転落』災害は、過去15年間の死亡災害(31件)の中でも最も多く発生している労働災害(10件 32%)です。

過去5年間の「事故の型」別発生状況

- ① 『転倒』(165件 21%)
- ② 『墜落・転落』(144件 18%)
- ③ 『挟まれ・巻き込まれ』(101件 13%)
- ④ 『動作の反動・無理な動作』(77件 10%)
- ⑤ 『飛来・落下』(51件 7%)

過去5年 死傷災害多発「事故の型」別の災害発生状況の推移



『墜落・転落』災害を工業的業種だけの災害と思いませんか！

- 『墜落・転落』災害は、第三次産業が2番目に多く発生している業種です。
- 『墜落・転落』災害の起因となった物は、
 - ① 「仮設・建築・構築物」(46件 32%)
 - ② 「動力運搬機」(44件 31%)
 - ③ 「用具」(36件 25%)
 で約9割を占めています。これら以外の起因となった物は、④「その他の装置設備」(5件)、⑤「一般動力機械」(4件)などとなっています。

過去5年の「業種」別災害発生状況

- ① 建設業(41件 28%)
- ② 第三次産業(35件 24%)
- ③ 製造業(32件 22%)
- ④ 道路貨物運送・陸上貨物運送業(26件 18%)
- ⑤ 上記以外の業種(10件 7%)

「仮設・建築・構築物」からの『墜落・転落』災害

○ 「仮設・建築・構築物」からの『墜落・転落』災害が多く発生している業種は、

- ① 建設業(21件 46%)
- ② 製造業(12件 26%)
- ③ 第三次産業(10件 22%)

で、これらの業種で9割を占めています。

○ 「仮設・建築・構築物」の具体的種類は、

- ① 階段(12件 26%)
- ② 作業床、歩み板(10件 22%)
- ③ 屋根、梁、桁等(9件 20%)
- ④ 足場(6件 13%)
- ⑤ 通路(1件 2%)
- ⑥ その他の仮設・建築・構築物(8件 17%)

となっています。「階段」からの『墜落・転落』では12件中11件(9割)が階段を下りているときに発生しています。

○ 災害の主な発生原因は、

- ① 足元の不注意(18件 39%)
- ② 墜落防止対策の不備(14件 30%)
- ③ 足元等の滑りやすい状態(5件 11%)
- ④ 手荷物、照度不足等による足元の視界不良(4件 9%)

などとなっており、「墜落防止対策の不備」が依然として3割を占めています。

また、「墜落防止対策の不備」による災害は、「屋根、梁、桁等」での作業中に多く(9件中8件)発生しており、これらの中には「スレート等の踏抜き防止対策の不備」によるものも4件発生しています。

「動力運搬機」からの『墜落・転落』災害

○ 「動力運搬機」からの『墜落・転落』災害が多く発生している業種は、

- ① 道路貨物運送・陸上貨物取扱業(24件 55%)

ですが、このほか

- ② 第三次産業(10件 23%)
- ③ 建設業(5件 11%)
- ④ 製造業(3件 7%)

でも発生しています。

○ 「動力運搬機」の具体的種類は、

- ① トラック(40件 91%)
- ② フォークリフト(3件 7%)
- ③ その他の動力運搬機(1件 2%)

となっています。

○ 「トラック」からの『墜落・転落』は、

- ① 荷台での作業中(23件、58%)
 - ② 荷台の昇降中(11件、28%)
- の事故が多く、これらのほかには
- ③ 運転席の乗降中(3件 8%)
 - ④ その他(3件 8%)

となっています。

また、「トラック」からの『墜落・転落』は、40件中23件(約6割)が自社だけでは対策が困難な荷積み先又は荷下ろし先で発生しています。特に、道路貨物運送・陸上貨物取扱業では、24件中23件が「トラック」からの『墜落・転落』となっており、また、24件中19件(約8割)が積み先又は荷下ろし先で発生しています。

なお、「荷台の昇降中」の『墜落・転落』は、11件中9件が降りるときに発生しており、また、11件中7件が昇降設備を使用しなかったことによるものとなっています。

- 「フォークリフト」からの『墜落・転落』災害は、全てフォークリフトの用途外使用となる荷役装置(又は荷役装置に装着したパレット)上での作業中に発生しています。(フォークリフトの用途外使用は法違反です！)

「用具」からの『墜落・転落』災害

- 「用具」からの『墜落・転落』災害が多く発生している業種は、

- ① 建設業(12件 33%)
- ② 第三次産業(11件 31%)
- ③ 製造業(9件 25%)

で、これらの業種で約9割を占めています。

- 「用具」の具体的種類をみると、

- ① 脚立(23件 64%)
- が3分の2を占め、このほか
- ② 梯子(6件 17%)
 - ③ 踏み台(2件 6%)
 - ④ その他の用具(5件 14%)

となっています。

- 災害の発生状況は、

- ① 昇降以外の作業中(24件 67%)
- ② 昇降中(12件 33%)

となっています。

- 「昇降以外の作業中」の災害発生原因は、

- ① 手荷物保持中その他作業の反動(11件 46%)
- ② 用具の転倒(6件 25%)
- ③ 手・足が滑った(3件 13%)
足元の不注意(同上)
- ⑤ 不適切な用具の使用(2件 8%)

となっています。

また、「昇降中」の災害は、12件中9件が降りているときに発生しています。

< チェックシート >

<作業員の方へ> : あなたの作業環境、作業方法等をチェックして墜落・転落災害を防ぎましょう。

<事業主の方へ> : 作業方法、作業環境等に墜落・転落災害の危険がないか、チェックしましょう。

- 高さ2メートル以上の高所での作業の際は、安全な作業床(※)を設置・使用して作業を行っていますか。(※ 「安全な作業床」とは、墜落危険箇所到手すり、囲い、覆い等の墜落防止対策のあるものをいいます。また、墜落防止対策が手すりの場合は、手すりの中さんのあるものをいいます。)
- 高さ2メートル以上の高所で作業を行う場合で、安全な作業床の設置が困難な際は、安全帯を取り付ける設備を設置し、かつ、確実に安全帯を使用していますか。
- スレート等踏み抜きの危険のある場所で作業を行う際は、踏み抜きの危険を防止するための幅30センチメートル以上の歩み板を設け、かつ、墜落の危険を防止するための防網等を設置していますか。
- フォークリフトを本来の用途以外の用途(荷役装置に搭乗するなど)で使用していませんか。
- 脚立、梯子、踏み台は安定した場所に設置し、安定した状態で使用していますか。
- 作業台、昇降設備として使用する用具は適切なものを使用していますか。(キャスター付きイスなど不安定なものを使用していませんか。)
- 作業床、通路その他足元は滑りやすい状態になっていませんか。また、整理整頓されていますか。
- 足元の視界を確保して作業していますか。また、階段の上り・下り、動力運搬機や用具の昇降の際は、足元をよく確認していますか。(特に、下りる(降りる)際の足元の確認不足は墜落・転落災害の危険が大きくなります。)
- 梯子、脚立、荷台の昇降時など、不安定な姿勢・体勢で昇降するときは、3点支持で(両手・両足(4点)のうちの3点で支持して)昇降していますか。(手荷物を持つての昇降は危険です。)
- 作業の反動の無い作業方法で作業していますか。
- 保護帽はあご紐を締めていますか。特に、高所作業では墜落時保護用の保護帽を着用していますか。

<トラック輸送をご利用の皆様へ>

- トラック運転者の墜落・転落災害は、荷積み先・荷下ろし先の荷役作業中に多く発生しています。トラック運転者の荷役作業用の安全な昇降設備や安全な作業台の備付けなどに御協力ください。